

配水管工事配置技術者の取扱いについて

令和2年12月

配水管工事に配置する技術者のうち給水装置工事主任技術者、耐震継手技能者、配水用ポリエチレン管配管技能者及びその他の技術者については、下記の取扱いを遵守してください。

1. 共通事項

【1. 共通事項で単に「配水管工事（配置予定）技術者」と表現する者は、以下の通りです。】

- ・給水装置工事主任技術者
- ・耐震継手技能者
- ・配水用ポリエチレン管配管技能者

※現場代理人及び主任（監理）技術者については、別紙「建設工事配置技術者の取扱いについて」をご確認ください。

①配置要件について

○3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

雇用確認は下記により行います。

	雇用の証明となるもの	採用日の確認事項
工事・コンサル共通	健康保険被保険者証	資格取得年月日
	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	被保険者となった年月日
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	標準報酬決定年月日
	住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書	通知日
工事	監理技術者資格者証（講習終了履歴や備考欄に記載がある場合は裏面の写し）と監理技術者講習修了証	交付年月日
	経営事項審査結果通知書と当該経審申請時の「技術職員名簿」（別紙二）	審査基準日
コンサル	建築士事務所登録証明書	登録年月日
	測量士名簿記載事項証明書	発行日
	技術士登録証明書	登録年月日
	RCCM登録証	登録年月日

※保険証の写し等を提出していただく際は、**個人番号（マイナンバー）**や**保険者番号及び被保険者記号・番号（QRコードがある場合は、QRコード含む）**を黒く塗りつぶしていただくなど、判読できないようにマスキングを施して

ください。

※在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

※3ヶ月以上の雇用関係は、下記の区分で判定します。

- ・事後審査型の一般競争入札の場合は、開札日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。ただし、当該入札の配置予定技術者が技術職員名簿に未登録の場合は、開札日の前日までに技術者追加の変更届が受理されていることが必要です。

(市内本店業者の方のみ)

- ・事前審査型の一般競争入札の場合は、入札参加資格確認申請書提出日以前
- ・指名競争入札の場合は、入札執行日以前
- ・随意契約にあっては見積りの提出のあった日以前

※合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして発注者が特に認めた場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

○開札日に専任を要する技術者として他の工事に従事していないこと。

- ・開札日に、現場代理人等の専任を要する技術者として他の工事に従事している場合はその技術者での申請はできません。
- ・工事において、開札日の前日までに「工事完成届」が受理された場合は、他の工事に従事していないこととします。

○配水管工事技術者については、常駐を求めません。

- ・配水管工事技術者の兼務は可能です。
- ・配水管工事技術者は常駐が求められない工事の単価契約等については現場代理人を兼ねることができます。

②配置予定技術者の取り扱いと変更について

○落札し、契約締結を行った工事に配置する技術者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」に記載された者の中からそれぞれ決定し現場配置していただきます。当該申請書に記載以外の技術者を配置することはできません。

○配水管工事技術者の配置は監督職員に届出る必要があります。届出は契約締結時に工事担当課及び上下水道局総務課へ提出する「給水装置工事主任技術者等選任（変更）通知書」をもって行うものとします。

③配水管工事技術者の変更について

○「給水装置工事主任技術者等選任通知書」提出後の技術者等の変更は認めません。ただし、以下の事例など真にやむを得ない場合に限り例外的に変更を認めます。

- ・死亡
- ・病気、けが（診断書等の資料を提出していただきます。）
- ・退職
- ・出産、育児、介護

○他の工事において配水管工事配置技術者として配置されている技術者を常駐等の配置予定技術者として、入札参加することはできません。ただし、開札日前日までに「給水装置工事主任技術者等変更通知書」または「工事完成届」が受理されている場合、他の工事に従事していないと判断します。

2. 給水装置工事主任技術者について

○配水管から分岐し、給水装置工事を施工する場合は、水道法施行規則第 36 条に基づき、給水装置工事主任技術者及び技能者を適正に配置する必要があります。

○入札参加条件として給水装置工事主任技術者の配置を求める場合、同資格を本市技術職員名簿への登録がない方を配置予定技術者として申請したときは失格となりますので、ご注意ください。

3. 耐震継手技能者

○耐震管布設工事の施工にあたっては技能者として、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録された者の配置を求めます（大口径管の場合は「大口径」で登録された者の配置を求めます）。

○入札参加条件として耐震継手技能者の配置を求める場合、同資格の登録がない方を配置予定技術者として申請したときは、下記の書類が必要となります。必要書類が入札書に同封されていないときは、申請書不備により失格となりますので、ご注意ください。

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
1. 耐震継手技能者として上下水道局配水管技術者名簿に登録がある場合	不要
2. 他の資格で本市技術者名簿に登録がある場合	耐震継手技能者であることを証する書類
3. 他の資格を含めて本市技術者名簿に登録自体がない場合	①耐震継手技能者であることを証する書類 ②3ヶ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

○上下水道局 配水管技能者名簿へ登録を行うときは、以下の申請書類が必要です。

- ・耐震継手技能者届出書
- ・配水管技能者登録証の写
- ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要）

○配水管技能者資格の有効期限は5年です。技能者資格を更新したときは、速やかに上下水道局総務課へ耐震継手技能者届出書を提出して更新の手続きをおこなってください。

4. 配水用ポリエチレン管配管技能者

○配水用ポリエチレン管配管布設工事の施工にあたっては技能者として、下記のいずれかの資格を有する者の配置を求めます。

1) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会終了証
2) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講証
3) 旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了証

○入札参加条件として配水用ポリエチレン管配管技能者の配置を求める場合、同資格の登録がない方を配置予定技術者として申請したときは、下記の書類が必要となります。必要書類が入札書に同封されていないときは、申請書不備により失格となりますので、ご注意ください。

配置予定技術者の登録	入札書に同封する書類
1. 配水用ポリエチレン管配管技能者として上下水道局配水ポリエチレン管技術者名簿に登録がある場合	不要
2. 他の資格で本市技術者名簿に登録がある場合	配水用ポリエチレン管配管技能者であることを証する書類
3. 他の資格を含めて本市技術者名簿に登録自体がない場合	①配水用ポリエチレン管配管技能者であることを証する書類 ②3ヶ月以上の直接的な雇用関係が証明できる書類

○上下水道局 配水用ポリエチレン管技術者名簿へ登録を行うときは、以下の申請書類

が必要です。

- ・配水用ポリエチレン管配管技能者届出書
- ・配水用ポリエチレン管配管技能者の資格を証する書類の写
- ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要）

5. その他の技術者

・配管技能者

○配水管から分岐し、給水装置工事を施工する場合は、水道法施行規則第36条に基づき、配管技能者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出る必要があります。届出は配水管工事技術者と同じく契約締結時に工事担当課及び上下水道局総務課に提出する「給水装置工事主任技術者等選任（変更）通知書」で行います。

○配管技能者とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく2級配管技能士以上の資格を有する者、公益財団法人給水工事技術振興財団により、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者、又は職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了した者とします。

○他の工事において配管技能者として配置されている技術者を常駐等の配置予定技術者として、入札参加することはできません。ただし、開札日前日までに「給水装置工事主任技術者等選任（変更）通知書」または「工事完成届」が受理されている場合、他の工事に従事していないと判断します。

○配管技能者については、3ヶ月以上の直接的雇用関係にあるものに限ります。